

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和六年政令第二百五十一号）（第一条関係）	1
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）（第二条関係）	7
○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（第三条関係）	30
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（第四条関係）	31
○自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）（第五条関係）	33
○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（第六条関係）	34
(附則)	
○資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（附則第二項関係）	35

改 正 案	現 行
<p>（貯蔵する二酸化炭素の基準）</p> <p>第三条 法第三十八条第二項第五号イ（法第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 貯蔵する法第二条第一項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度が、体積百分率九十九パーセント以上（貯蔵する二酸化炭素以外の物質が海洋環境に及ぼす影響が少ない物質として主務省令で定める基準に適合するものである場合にあっては、主務省令で定める体積百分率以上）であること。</p> <p>二 貯蔵する二酸化炭素以外のものとして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十八条の七に規定する油等が加えられていないこと。</p> <p>2 前項第一号に掲げる基準に適合するかどうかの判定のために行う二酸化炭素の濃度の測定の方法は、主務省令で定める。</p> <p>（抛出金の延納等）</p> <p>第四条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（次項において「機構」という。）は、災害その他やむを得ない理由があるとして認めるときは、法第二十二条第一項に規定する貯留開始貯留事業者の申請に基づき、期限を定めて、その者の納付すべき抛出金（法第四十五条第一項の抛出金をいう。第三項及び次条</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

において同じ。)を延納させることができる。

2| 機構は、前項の規定による延納を認めるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3| 第一項の規定による延納を認めた抛出金について、法第四十六條第一項から第三項まで及び第四十七條の規定を適用する場合には、法第四十六條第一項中「各年度の三月一日(その年度に貯留層への二酸化炭素の注入を新たに開始した許可貯留区域に係る抛出金にあつては、その注入を新たに開始した日の属する年度の翌年度の三月一日)」とあるのは「二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令(令和六年政令第二百五十一号)第四條第一項の期限(以下「延納期限」という。)」と、同條第二項中「前項の納期限」とあるのは「延納期限」と、法第四十七條第一項中「前條第一項の納期限」とあるのは「延納期限」と、同條第五項中「納期限」とあるのは「延納期限」とする。

(経済産業省令への委任)

第五條 前條に規定するもののほか、抛出金の納付方法の細目その他抛出金の納付に関して必要な事項は、経済産業省令で定める。

(新設)

(登録導管輸送工作物検査機関の登録の有効期間)

第六條 法第九十五條第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(新設)

第七條 (略)

第三條 (略)

(手数料の額)

第八条 法第三十一条の規定により同条各号に掲げる者が国に納付しなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

納付しなければならない者	金額
一 法第四条第一項の許可を申請する者	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 貯留事業を行う者	許可

(手数料の額)

第四条 法第三十一条の規定により国に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 試掘について法第四条第一項の許可を申請する者 許可一件につき二十一万四千七百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、二十一万三千八百円）

二 試掘について法第十二条第一項の許可を申請する者 許可一件につき二十一万九百円（電子申請等による場合にあつては、二十一万百円）

三 法第十四条第一項の許可（同条第二項第二号に規定する許可試験区域の増減に係るものに限る。）を申請する者 許可一件につき十二万七千円（電子申請等による場合にあつては、十二万六千二百円）

四 法第二十條第一項の許可を申請する者（法第十三条第二項に規定する試掘者に限る。） 許可一件につき二十万七千五百円（電子申請等による場合にあつては、二十万五千八百円）

(新設)

<p>四 法第十二条第一項の許可を申請する者</p>	<p>三 法第十条第一項の許可を申請する者</p>	<p>二 法第九条第二項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）の更新を申請する者</p>	
<p>イ 貯留事業を行う者 許可</p>	<p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 次に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 次に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 次に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額</p>	<p>更新一件につき十九万五千円 （電子申請等による場合にあっては、十九万四千円） 更新一件につき十一万三千三百円 （電子申請等による場合にあっては、十一万四百円） 更新一件につき十一万三千三百円 （電子申請等による場合にあっては、十一万四百円）</p>	<p>一件につき二十九万三千五百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第四十六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、二十九万二千六百円） ロ 試掘を行う者 許可一件につき二十三万九千円（電子申請等による場合にあっては、二十三万八千円）</p>

<p>六 法第十六条第一項の許可を申請する者</p>	<p>五 法第十四条第一項の許可を申請する者</p>	
<p>許可一件につき十萬八千八百円（電子申請等による場合にあっては、十萬八千三百円）</p>	<p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 法第十四条第二項第二号に規定する許可貯留区域の増減をする者 許可一件につき十九萬三千円（電子申請等による場合にあっては、十九萬二千円）</p> <p>ロ 法第十四条第二項第二号に規定する許可試掘区域の増減をする者 許可一件につき十三萬八千五百円（電子申請等による場合にあっては、十三萬七千六百円）</p>	<p>一件につき二十八萬九千四百円（電子申請等による場合にあっては、二十八萬八千五百円）</p> <p>ロ 試掘を行う者 許可一件につき二十三萬四千九百円（電子申請等による場合にあっては、二十三萬四千円）</p>

<p>七 法第二十二條第三項、同條第五項（法第五十三條第三項において準用する場合を含む。）又は法第五十三條第二項の認可を申請する者</p>	<p>認可一件につき九万八千七百円（電子申請等による場合にあっては、九万八千三百円）</p>
<p>八 法第五十三條第四項（法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認可を受けようとする者</p>	<p>確認一件につき十五万八千八百円（電子申請等による場合にあっては、十五万八千三百円）</p>
<p>九 法第五十三條第五項（法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認可を申請する者</p>	<p>許可一件につき十三万九千円（電子申請等による場合にあっては、十三万八千六百円）</p>
<p>十 法第二百二十條第一項の許可を申請する者</p>	<p>許可一件につき二十二万六千二百円（電子申請等による場合にあっては、二十二万四千三百円）</p>

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）（第二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>貯留権等の登録に関する政令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 貯留権等登録簿（第六条―第十一条）</p> <p>第三章 登録手続</p> <p>第一節 通則（第十二条―第三十六条）</p> <p>第二節 貯留権等に関する登録（第三十七条―第四十三条）</p> <p>第三節 抵当権に関する登録（第四十四条―第五十一条）</p> <p>第四節 信託に関する登録（第五十二条―第六十条）</p> <p>第五節 仮登録（第六十一条―第六十六条）</p> <p>第六節 仮処分に関する登録（第六十七条―第六十九条）</p> <p>第四章 登録事項の証明等（第七十条・第七十一条）</p> <p>第五章 雑則（第七十二条・第七十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この政令は、貯留権等（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第一項に規定する貯留権等をいう。以下同じ。）及び貯留権を目的とする抵当権（以</p>	<p>二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 試掘権登録簿（第六条―第十一条）</p> <p>第三章 登録手続</p> <p>第一節 通則（第十二条―第三十四条）</p> <p>第二節 試掘権に関する登録（第三十五条―第三十八条）</p> <p>第三節 信託に関する登録（第三十九条―第四十七条）</p> <p>第四節 仮登録（第四十八条―第五十三条）</p> <p>第五節 仮処分に関する登録（第五十四条）</p> <p>第四章 登録事項の証明等（第五十五条・第五十六条）</p> <p>第五章 雑則（第五十七条・第五十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この政令は、貯留権等（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第一項に規定する貯留権等をいう。）の登録（試掘権（法第二条第八項に規定する試</p>

「下単に「抵当権」という。」の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 登録記録 貯留権及び抵当権の登録については一の貯留権ごとに、試掘権の登録については一の試掘権ごとに、それぞれ第九条の規定により作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。

二 (略)

三 登録対象権利 貯留権若しくは抵当権又は試掘権をいう。

四 登録名義人 登録記録に登録対象権利について権利者として記録されている者をいう。

五 〽八 (略)

(権利の順位)

第四条 同一の貯留権等について登録した権利の順位は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録の前後による。

2 付記登録（既にされた登録についてする登録であつて、当該既にされた登録を変更し、又は更正するもの（抵当権にあつては、当該抵当権を移転し、又は当該抵当権を目的とする権利の設定等（設定、移転、変更、消滅又は処分）の制限をいう。第六十一条第一号において同じ。）をするもの）で当該既にされた

掘権をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 登録記録 試掘権の登録について、一の試掘権ごとに第九条の規定により作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。

二 (略)

(新設)

三 登録名義人 登録記録に試掘権について権利者として記録されている者をいう。

四 〽七 (略)

(権利の順位)

第四条 同一の試掘権について登録した権利の順位は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録の前後による。

2 付記登録（既にされた登録についてする登録であつて、当該既にされた登録を変更し、又は更正するもので当該既にされた登録と一体のものとして公示する必要があるものをいう。以下この項及び第二十八条において同じ。）の順位は主登録（付記登録の対象となる既にされた登録をいう。以下この項において

登録と一体のものとして公示する必要があるものをいう。以下この項及び第二十九条において同じ。)の順位は主登録(付記登録の対象となる既にされた登録をいう。以下この項において同じ。)の順位により、同一の主登録に係る付記登録の順位はその前後による。

第二章 貯留権等登録簿

(貯留権等登録簿)

第六条 貯留権等登録簿は、貯留権登録簿及び試掘権登録簿とし、これらを経済産業省に備える。

(貯留権等登録簿の調製)

第七条 貯留権等登録簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもって調製する。

(登録)

第八条 登録は、貯留権等登録簿に登録事項を記録することによって行う。

(経済産業省令への委任)

第十一条 この章に定めるもののほか、貯留権等登録簿及び登録記録の記録方法その他の登録の事務に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第三章 登録手続

同じ。)の順位により、同一の主登録に係る付記登録の順位はその前後による。

第二章 試掘権登録簿

(試掘権登録簿)

第六条 試掘権に関する貯留権等登録簿は、試掘権登録簿とし、これを経済産業省に備える。

(試掘権登録簿の調製)

第七条 試掘権登録簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもって調製する。

(登録)

第八条 登録は、試掘権登録簿に登録事項を記録することによって行う。

(経済産業省令への委任)

第十一条 この章に定めるもののほか、試掘権登録簿及び登録記録の記録方法その他の登録の事務に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第三章 登録手続

第一節 通則

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第十二条 (略)

- 2 第五条及びこの章(この条、第十六条、第二十二条第一項、第二項第一号、第三号から第六号まで及び第八号並びに第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条、第三十八条、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条第二項、第五十六条、第五十七条、第六十二条、第六十四条、第六十八条並びに第六十九条を除く。)の規定は、官庁又は公署の嘱託による登録の手續について準用する。

(申請の手續)

- 第十三条 登録を申請する者(以下「申請人」という。)は、貯留権等を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登録の目的その他の登録の申請に必要な事項として経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(受付)

第十四条 (略)

- 2 同一の貯留権等に関し二以上の申請がされた場合において、その前後が明らかでないときは、これらの申請は、同時にされたものとみなす。
- 3 経済産業大臣は、申請の受付をしたときは、当該申請に受付番号を付さなければならない。この場合において、同一の貯留

第一節 通則

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第十二条 (略)

- 2 第五条及びこの章(この条、第十六条、第二十二条第一項、第二項第一号、第三号から第五号まで及び第七号並びに第三項、第二十八条、第二十九条、第三十三条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十条第二項、第四十三条、第四十四条、第四十九条並びに第五十一条を除く。)の規定は、官庁又は公署の嘱託による登録の手續について準用する。

(申請の手續)

- 第十三条 登録を申請する者(以下「申請人」という。)は、試掘権等を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登録の目的その他の登録の申請に必要な事項として経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(受付)

第十四条 (略)

- 2 同一の試掘権に関し二以上の申請がされた場合において、その前後が明らかでないときは、これらの申請は、同時にされたものとみなす。
- 3 経済産業大臣は、申請の受付をしたときは、当該申請に受付番号を付さなければならない。この場合において、同一の試掘

権等|に關し同時に二以上の申請がされたとき（前項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。）は、同一の受付番号を付するものとする。

（登録の順序）

第十五条 経済産業大臣は、同一の貯留権等|に關し登録の申請が二以上あつたときは、これらの登録を受付番号の順序に従つてしなければならぬ。

（事前通知等）

第十八条 （略）

2 経済産業大臣は、前項の登録の申請が登録対象権利のうち貯留権又は試掘権|に關するものである場合において、同項の登録義務者の住所について変更の登録がされていときは、経済産業省令で定める場合を除き、同項の申請に基づいて登録をする前に、経済産業省令で定める方法により、同項の規定による通知のほか、当該登録義務者の登録記録上の前の住所に宛てて、当該申請があつた旨を通知しなければならない。

3 （略）

（申請の却下）

第二十条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登録の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、経済産業大臣が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

権等|に關し同時に二以上の申請がされたとき（前項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。）は、同一の受付番号を付するものとする。

（登録の順序）

第十五条 経済産業大臣は、同一の試掘権|に關し登録の申請が二以上あつたときは、これらの登録を受付番号の順序に従つてしなければならぬ。

（事前通知等）

第十八条 （略）

2 経済産業大臣は、前項の登録義務者の住所について変更の登録がされていときは、経済産業省令で定める場合を除き、同項の申請に基づいて登録をする前に、経済産業省令で定める方法により、同項の規定による通知のほか、当該登録義務者の登録記録上の前の住所に宛てて、当該申請があつた旨を通知しなければならない。

3 （略）

（申請の却下）

第二十条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登録の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、経済産業大臣が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一～四 (略)

五 申請書に記載した登録対象権利が登録記録と合致しないとき。

六 申請書に記載した登録義務者(第二十八条、第三十九条、第四十二条、第四十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条又は第六十六条前段の場合にあつては、登録名義人)の氏名若しくは名称又は住所が登録記録と合致しないとき。

七～十一 (略)

(登録事項)

第二十二条 表題部の登録事項は、次のとおりとする。

一 許可貯留区域等(法第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下同じ。)

二 貯留事業又は試掘の概要

三 試掘権の登録にあつては、試掘の許可(法第十三条第二項に規定する試掘の許可をいう。第二十七条第一号において同じ。)の有効期間が満了する日

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、貯留権等を識別するために必要な事項として経済産業省令で定めるもの

2 権利部の登録事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 登録対象権利の権利者の氏名又は名称及び住所並びに登録対象権利の登録名義人が二人以上である場合にあつては、当該登録対象権利の登録名義人ごとの持分

一～四 (略)

五 申請書に記載した試掘権が登録記録と合致しないとき。

六 申請書に記載した登録義務者(第三十七条又は第五十三条前段の場合にあつては、登録名義人)の氏名若しくは名称又は住所が登録記録と合致しないとき。

七～十一 (略)

(登録事項)

第二十二条 表題部の登録事項は、次のとおりとする。

一 許可試掘区域(法第十四条第二項第二号に規定する許可試掘区域をいう。以下同じ。)

二 試掘の概要

三 試掘の許可(法第十三条第二項に規定する試掘の許可をいう。以下同じ。)の有効期間が満了する日

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、試掘権を識別するために必要な事項として経済産業省令で定めるもの

2 権利部の登録事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 試掘権の権利者の氏名又は名称及び住所並びに試掘権の登録名義人が二人以上である場合にあつては、当該試掘権の登録名義人ごとの持分

五 登録の目的である登録対象権利の消滅に関する定めがあるときは、その定め

六 共有物分割禁止の定め（貯留権若しくは抵当権について民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十四条において準用する同法第二百五十六条第一項ただし書の規定若しくは同法第九百八条第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同条第一項の規定により被相続人が遺言で貯留権若しくは抵当権について分割を禁止した場合における貯留権若しくは抵当権の分割を禁止する定め又は同条第四項の規定により家庭裁判所が遺産である貯留権若しくは抵当権についてした分割を禁止する審判をいう。第二十八条において同じ。）があるときは、その定め

七 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請した者（以下この号及び第三十条第三項において「代位者」という。）があるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

八
（略）

3
（判決による登録等）

第二十六条 第二十三条、第二十八条又は第四十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により申請を共同してしなければならない者の一方に登録手続をすべきことを命ずる確定判決による登録は、当該申請を共同してしなければならない者の他方が単独で申請

五 登録の目的である試掘権の消滅に関する定めがあるときは、その定め
（新設）

六 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請した者（以下この号及び第二十九条第三項において「代位者」という。）があるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

七
（略）

3
（判決による登録等）

第二十六条 第二十三条の規定にかかわらず、同条の規定により申請を共同してしなければならない者の一方に登録手続をすべきことを命ずる確定判決による登録は、当該申請を共同してしなければならない者の他方が単独で申請することができる。

することができる。

2 (略)

(登録名義人だけであることができる登録の申請)

第二十七条 次に掲げる登録の申請は、登録名義人だけであることができる。

一 試掘権の登録にあつては、試掘の許可の更新による当該試掘の許可の有効期間が満了する日についての変更の登録

二・三 (略)

(共有物分割禁止の定め登録)

第二十八条 共有物分割禁止の定めに係る貯留権又は抵当権の変更の登録の申請は、共有者である全ての登録名義人が共同してしなければならない。

第二十九条～第三十二条 (略)

(除権決定による登録の抹消等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項に規定する場合において、登録権利者が抵当権の被担保債権が消滅したことを証する書面として経済産業省令で定めるものを提出したときは、第二十三条の規定にかかわらず、当該登録権利者は、単独で抵当権に関する登録の抹消を申請することができる。同項に規定する場合において、被担保債権の弁済期から二十年を経過し、かつ、その期間を経過した後に当該

2 (略)

(登録名義人だけであることができる登録の申請)

第二十七条 次に掲げる登録の申請は、登録名義人だけであることができる。

一 試掘の許可の更新による当該試掘の許可の有効期間が満了する日についての変更の登録

二・三 (略)

(新設)

第二十八条～第三十一条 (略)

(除権決定による登録の抹消等)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

(新設)

被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたときも、同様とする。

(解散した法人の抵当権に関する登録の抹消)

第三十四条 登録権利者は、共同して抵当権に関する登録の抹消の申請をすべき法人が解散し、前条第二項の経済産業省令で定める方法による調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して当該登録の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三十年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかわらず、単独で当該登録の抹消を申請することができる。

第三十五条・第三十六条 (略)

第二節 貯留権等に関する登録

(貯留権等の設定の登録)

第三十七条 貯留権等の設定の登録は、次に掲げる者以外の者は、申請することができない。

- 一 貯留権等の設定を受けた者又はその者から法人の合併その他の一般承継により貯留権等を取得した者
- 二 貯留権等を有することが確定判決によって確認された者

(設定の登録がされていない貯留権等について処分の制限の登録の嘱託があった場合の措置)

第三十八条 経済産業大臣は、設定の登録がされていない貯留権

(新設)

第三十三条・第三十四条 (略)

第二節 試掘権に関する登録

(試掘権の設定の登録)

第三十五条 試掘権の設定の登録は、次に掲げる者以外の者は、申請することができない。

- 一 試掘権の設定を受けた者又はその者から法人の合併その他の一般承継により試掘権を取得した者
- 二 試掘権を有することが確定判決によって確認された者

(設定の登録がされていない試掘権について処分の制限の登録の嘱託があった場合の措置)

第三十六条 経済産業大臣は、設定の登録がされていない試掘権

等について、嘱託により、貯留権等の処分の制限の登録をするときは、職権で、貯留権等の設定の登録をしなければならない。

(貯留権の分割又は併合の登録)

第三十九条 貯留権の分割又は併合の登録は、貯留権の登録名義人以外の者は、申請することができない。

(貯留権の分割に伴う権利の消滅の登録)

第四十条 経済産業大臣は、貯留権の登録以外の権利に関する登録がある貯留権について分割の登録をする場合において、当該分割の登録の申請と併せて当該権利に関する登録に係る権利の登録名義人が当該権利を分割後のいずれかの貯留権について消滅させることを承諾したことを証する書面が提供されたとき(当該権利を目的とする第三者の権利に関する登録がある場合にあっては、当該第三者が承諾したことを証する書面が併せて提供されたときに限る。)は、経済産業省令で定めるところにより、当該承諾に係る貯留権について当該権利が消滅した旨を登録しなければならない。

(貯留権の併合の登録の制限)

第四十一条 次に掲げる貯留権の併合の登録は、することができない。

- 一 登録名義人が相互に持分を異にする貯留権の併合の登録
- 二 設定の登録がない貯留権と設定の登録がある貯留権との併合の登録

について、嘱託により、試掘権の処分の制限の登録をするときは、職権で、試掘権の設定の登録をしなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

三 貯留権の登録以外の権利に関する登録がある貯留権（当該権利に関する登録であつて、併合後の貯留権の登録記録に登録することができる事項として経済産業省令で定めるものに係るものがある貯留権を除く。）の併合の登録

（貯留権等の放棄による登録の抹消）

第四十二条 貯留権等の放棄による登録の抹消は、貯留権等の登録名義人が単独で申請することができる。

（貯留事業等の許可の取消し等による登録）

第四十三条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、職権で、貯留権等の登録の抹消又は移転若しくは変更の登録をしなければならない。

一 法第十九条第一項から第三項までの規定又は特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。次号において「最終処分法」という。）第二十一条第九項の規定により貯留事業等の許可（法第五条第一項第二号ロに規定する貯留事業等の許可をいう。）を取り消したとき。

二 法第十九条第一項若しくは第二項の規定又は最終処分法第二十一条第九項の規定により許可貯留区域等の減少の処分をしたとき。

三 （略）

四 法第五十三条第五項の規定により法第二十二条第一項に規定する貯留開始貯留事業の廃止の許可をしたとき。

第三節 抵当権に関する登録

（試掘権の放棄による登録の抹消）

第三十七条 試掘権の放棄による登録の抹消は、試掘権の登録名義人が単独で申請することができる。

（試掘の許可の取消し等による登録）

第三十八条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、職権で、試掘権の登録の抹消又は変更の登録をしなければならない。

一 法第十九条第一項から第三項までの規定により試掘の許可を取り消したとき。

二 法第十九条第一項又は第二項の規定により許可試掘区域の減少の処分をしたとき。

三 （略）

（新設）

（新設）

(抵当権の登録の登録事項)

第四十四条 抵当権（根抵当権（民法第三百九十八条の二第一項の規定による抵当権をいう。以下同じ。）を除く。）の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 債権額（一定の金額を目的としない債権については、その価額）
 - 二 債務者の氏名又は名称及び住所
 - 三 抵当権を目的とするときは、当該抵当権
 - 四 二以上の貯留権を目的とするときは、当該二以上の貯留権
 - 五 外国通貨で第一号の債権額を指定した債権を担保する抵当権の登録にあつては、本邦通貨で表示した担保限度額
 - 六 利息に関する定めがあるときは、その定め
 - 七 民法第三百七十五条第二項に規定する損害の賠償額の定めがあるときは、その定め
 - 八 債権に付した条件があるときは、その条件
- 2 根抵当権の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号及び前項第二号から第五号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。
- 一 担保すべき債権の範囲及び極度額
 - 二 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
 - 三 民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めがあるときは、その定め
- 3 経済産業大臣は、第一項第四号に掲げる事項を明らかにするため、経済産業省令で定めるところにより、共同担保目録を作

(新設)

成することができる。

(債権の一部譲渡による抵当権の移転の登録等の登録事項)

第四十五条 債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における抵当権の移転の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののほか、当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額とする。

(死亡又は解散による登録の抹消)

第四十六条 抵当権が人の死亡又は法人の解散によつて消滅する旨が登録されている場合において、当該抵当権がその死亡又は解散によつて消滅したときは、第二十三条の規定にかかわらず、登録権利者は、単独で当該抵当権に係る権利に関する登録の抹消を申請することができる。

(抵当権の順位の変更の登録等)

第四十七条 抵当権の順位の変更の登録の申請は、順位を変更する当該抵当権の登録名義人が共同してしなければならない。

2 前項の規定は、民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めがある場合の当該定め登録の申請について準用する。

(抵当権の処分の登録)

第四十八条 第四十四条の規定は、民法第三百七十六条第一項の規定により抵当権を他の債権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登録について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(共同抵当の代位の登録)

第四十九条 民法第三百九十三条の規定による代位の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののほか、先順位の抵当権者が弁済を受けた貯留権、当該貯留権の代価及び当該弁済を受けた額とする。

2 第四十四条の規定は、前項の登録について準用する。

(根抵当権当事者の相続に関する合意の登録の制限)

第五十条 民法第三百九十八条の八第一項又は第二項の合意の登録は、当該相続による根抵当権の移転又は債務者の変更の登録をした後でなければ、することができない。

(根抵当権の元本の確定の登録)

第五十一条 民法第三百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の二十第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録は、第二十三条の規定にかかわらず、当該根抵当権の登録名義人が単独で申請することができる。ただし、同項の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合における申請は、当該根抵当権又はこれを目的とする権利の取得の登録の申請と併せてしなければならない。

第四節 信託に関する登録

第五十二条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第三節 信託に関する登録

第三十九条 (略)

(信託の登録の申請方法等)

第五十三条 信託の登録の申請は、当該信託に係る登録対象権利の設定、移転又は変更の登録の申請と同時にしなければならない。

2 (略)

3 信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による登録対象権利の変更の登録は、受託者が単独で申請することができる。

第五十四条 (略)

(受託者の変更による登録等)

第五十五条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。）により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する登録対象権利についてする受託者の変更による移転の登録は、第二十三条の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。

2 受託者が二人以上ある場合において、そのうち少なくとも一人の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは、信託財産に属する登録対象権利についてする当該受託者の任務の終了による変更の登録は、第二十三条の規定にかかわらず、他の受託者が単独で申請することができる。

(信託の登録の申請方法等)

第四十条 信託の登録の申請は、当該信託に係る試掘権の設定、移転又は変更の登録の申請と同時にしなければならない。

2 (略)

3 信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による試掘権の変更の登録は、受託者が単独で申請することができる。

第四十一条 (略)

(受託者の変更による登録等)

第四十二条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。）により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する試掘権についてする受託者の変更による移転の登録は、第二十三条の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。

2 受託者が二人以上ある場合において、そのうち少なくとも一人の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは、信託財産に属する試掘権についてする当該受託者の任務の終了による変更の登録は、第二十三条の規定にかかわらず、他の受託者が単独で申請することができる。

(職権による信託の変更の登録)

第五十六条 経済産業大臣は、信託財産に属する登録対象権利について次に掲げる登録をするときは、職権で、信託の変更の登録をしなければならない。

一 信託法第七十五条第一項又は第二項の規定による登録対象権利の移転の登録

二 信託法第八十六条第四項本文の規定による登録対象権利の変更の登録

三 (略)

第五十七条 (略)

(信託の変更の登録の申請)

第五十八条 前二条に規定するもののほか、第五十二条第一項各号に掲げる登録事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登録を申請しなければならない。

2 第五十四条の規定は、前項の信託の変更の登録の申請について準用する。

(信託の登録の抹消)

第五十九条 信託財産に属する登録対象権利が移転、変更又は消滅により信託財産に属しないこととなつた場合における信託の登録の抹消の申請は、当該登録対象権利の移転の登録若しくは変更の登録又は当該登録対象権利の登録の抹消の申請と同時にしなければならない。

(職権による信託の変更の登録)

第四十三条 経済産業大臣は、信託財産に属する試掘権について次に掲げる登録をするときは、職権で、信託の変更の登録をしなければならない。

一 信託法第七十五条第一項又は第二項の規定による試掘権の移転の登録

二 信託法第八十六条第四項本文の規定による試掘権の変更の登録

三 (略)

第四十四条 (略)

(信託の変更の登録の申請)

第四十五条 前二条に規定するもののほか、第三十九条第一項各号に掲げる登録事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登録を申請しなければならない。

2 第四十一条の規定は、前項の信託の変更の登録の申請について準用する。

(信託の登録の抹消)

第四十六条 信託財産に属する試掘権が移転、変更又は消滅により信託財産に属しないこととなつた場合における信託の登録の抹消の申請は、当該試掘権の移転の登録若しくは変更の登録又は当該試掘権の登録の抹消の申請と同時にしなければならない。

2 (略)

(権利の変更の登録等の特則)

第六十条 信託の併合又は分割により登録対象権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となった場合における当該登録対象権利に係る当該一の信託についての信託の登録の抹消及び当該他の信託についての信託の登録の申請は、信託の併合又は分割による登録対象権利の変更の登録の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により登録対象権利が一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となった場合も、同様とする。

2 信託財産に属する登録対象権利についてする次の表の上欄に掲げる場合における権利の変更の登録(第五十三条第三項の登録を除く。)については、同表の中欄に掲げる者を登録権利者とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。この場合において、受益者(信託管理人がある場合にあつては、信託管理人。以下この項において同じ。)については、第十七条本文の規定は、適用しない。

一 登録対象権利が固有財産に属する財産から信託財産に属する財産となった場合	(略)	(略)
二 登録対象権利が信託財産に属する財産から固有財産に属する	(略)	(略)

2 (略)

(権利の変更の登録等の特則)

第四十七条 信託の併合又は分割により試掘権が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となった場合における当該試掘権に係る当該一の信託についての信託の登録の抹消及び当該他の信託についての信託の登録の申請は、信託の併合又は分割による試掘権の変更の登録の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により試掘権が一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となった場合も、同様とする。

2 信託財産に属する試掘権についてする次の表の上欄に掲げる場合における権利の変更の登録(第四十条第三項の登録を除く。)については、同表の中欄に掲げる者を登録権利者とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。この場合において、受益者(信託管理人がある場合にあつては、信託管理人。以下この項において同じ。)については、第十七条本文の規定は、適用しない。

一 試掘権が固有財産に属する財産から信託財産に属する財産となった場合	(略)	(略)
二 試掘権が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産	(略)	(略)

る財産となった場合	三 登録対象権利が一 の信託の信託財産に 属する財産から他の 信託の信託財産に属 する財産となった場 合	(略)	(略)
-----------	---	-----	-----

第五節 仮登録

(仮登録)

第六十一条 仮登録は、次に掲げる場合に行うことができる。

- 一 登録対象権利について設定等があった場合において、当該設定等に係る登録の申請をするために経済産業大臣に対し提出しなければならない書面であつて、第二十条第八号の申請書と併せて提出しなければならないものとされているものうち経済産業省令で定めるものを提出することができないとき。

- 二 登録対象権利の設定、移転、変更又は消滅に関して請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することが見込まれるものを含む。）を保全しようとするとき。

(仮登録に基づく本登録の順位)

第六十二条 仮登録に基づいて本登録（仮登録がされた後、これと同一の貯留権等についてされる同一の登録対象権利についての登録であつて、当該貯留権等に係る登録記録に当該仮登録に

となつた場合	三 試掘権が一の信託 の信託財産に属する 財産から他の信託の 信託財産に属する財 産となつた場合	(略)	(略)
--------	--	-----	-----

第四節 仮登録

(仮登録)

第四十八条 仮登録は、次に掲げる場合に行うことができる。

- 一 試掘権について設定、移転、変更、消滅又は処分（以下この号において「設定等」という。）があつた場合において、当該設定等に係る登録の申請をするために経済産業大臣に対し提出しなければならない書面であつて、第二十条第八号の申請書と併せて提出しなければならないものとされているものうち経済産業省令で定めるものを提出することができないとき。

- 二 試掘権の設定、移転、変更又は消滅に関して請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することが見込まれるものを含む。）を保全しようとするとき。

(仮登録に基づく本登録の順位)

第四十九条 仮登録に基づいて本登録（仮登録がされた後、これと同一の試掘権についてされる同一の試掘権についての登録であつて、当該試掘権に係る登録記録に当該仮登録に基づく登録

基づく登録であることが記録されているものをいう。以下同じ。
。）をした場合は、当該本登録の順位は、当該仮登録の順位による。

第六十三条 (略)

(仮登録を命ずる処分)

第六十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の申立てに係る事件は、貯留権等に係る許可貯留区域等の直上の区域の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

4・5 (略)

(仮登録に基づく本登録)

第六十五条 貯留権等に関する仮登録に基づく本登録は、登録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる。

2 (略)

第六十六条 (略)

第六節 仮処分に関する登録

(仮処分の登録に後れる登録の抹消)

第六十七条 貯留権等について民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規

であることが記録されているものをいう。以下この条及び第五十二条第一項において同じ。）をした場合は、当該本登録の順位は、当該仮登録の順位による。

第五十条 (略)

(仮登録を命ずる処分)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の申立てに係る事件は、試掘権に係る許可試掘区域の直上の区域の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

4・5 (略)

(仮登録に基づく本登録)

第五十二条 試掘権に関する仮登録に基づく本登録は、登録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる。

2 (略)

第五十三条 (略)

第五節 仮処分に関する登録

第五十四条 試掘権について民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定

定による処分禁止の登録（同法第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録（以下「保全仮登録」という。）とともにしたものを除く。以下この条において同じ。）がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする貯留権等の登録（仮登録を除く。）を申請する場合には、当該債権者は、当該処分禁止の登録に後れる登録の抹消を単独で申請することができる。

2| 前項の規定は、抵当権について民事保全法第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする当該抵当権の移転又は消滅に関し登録（仮登録を除く。）を申請する場合について準用する。

3| 経済産業大臣は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による申請に基づいて当該処分禁止の登録に後れる登録を抹消するときは、職権で、当該処分禁止の登録も抹消しなければならない。

（保全仮登録に基づく本登録の順位）

第六十八条 保全仮登録に基づいて本登録をした場合は、当該本登録の順位は、当該保全仮登録の順位による。

（処分禁止の登録の抹消）

第六十九条 経済産業大臣は、保全仮登録に基づく本登録をするときは、職権で、当該保全仮登録とともにした処分禁止の登録

による処分禁止の登録がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする試掘権の登録（仮登録を除く。）を申請する場合には、当該債権者は、当該処分禁止の登録に後れる登録の抹消を単独で申請することができる。

（新設）

2| 経済産業大臣は、前項の規定による申請に基づいて当該処分禁止の登録に後れる登録を抹消するときは、職権で、当該処分禁止の登録も抹消しなければならない。

（新設）

（新設）

を抹消しなければならない。

第四章 登録事項の証明等

(登録事項証明書等の交付等)

第七十条 (略)

2 何人も、経済産業大臣に対し、手数料を納付して、貯留権等登録簿の附属書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)のうち経済産業省令で定める図面の全部又は一部の写し(これらの図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付を請求することができる。

3 何人も、経済産業大臣に対し、手数料を納付して、貯留権等登録簿の附属書類のうち前項の図面(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を経済産業省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。)の閲覧を請求することができる。

4 何人も、正当な理由があるときは、経済産業大臣に対し、経済産業省令で定めるところにより、手数料を納付して、貯留権等登録簿の附属書類(第二項の図面を除き、電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を経済産業省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。)の全部又は一部(その正当な理由があると認められる部分に限る。)の閲覧を請求することができる。

5 前項の規定にかかわらず、登録を申請した者は、経済産業大臣に対し、経済産業省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登録記録に係る貯留権等登録簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

第四章 登録事項の証明等

(登録事項証明書等の交付等)

第五十五条 (略)

2 何人も、経済産業大臣に対し、手数料を納付して、試掘権登録簿の附属書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)のうち経済産業省令で定める図面の全部又は一部の写し(これらの図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付を請求することができる。

3 何人も、経済産業大臣に対し、手数料を納付して、試掘権登録簿の附属書類のうち前項の図面(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を経済産業省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。)の閲覧を請求することができる。

4 何人も、正当な理由があるときは、経済産業大臣に対し、経済産業省令で定めるところにより、手数料を納付して、試掘権登録簿の附属書類(第二項の図面を除き、電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を経済産業省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。)の全部又は一部(その正当な理由があると認められる部分に限る。)の閲覧を請求することができる。

5 前項の規定にかかわらず、登録を申請した者は、経済産業大臣に対し、経済産業省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登録記録に係る試掘権登録簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

6 前各項に規定する手数料の額は、次の表のとおりとする。

請求の種類	金額
第一項の規定による登録事項 証明書の交付の請求	一通につき千八十円
第二項の規定による図面の写 しの交付の請求	一貯留権等に関する図面に つき七百八十円
前三項の規定による貯留権等 登録簿の附属書類の閲覧の請 求	一事件に関する書類につき 七百八十円

7・8 (略)

(経済産業省令への委任)

第七十一条 前条に定めるもののほか、貯留権等登録簿及び貯留権等登録簿の附属書類の公開に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第五章 雑則

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第七十二条 貯留権等登録簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

(個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第七十三条 貯留権等登録簿の附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）につ

6 前各項に規定する手数料の額は、次の表のとおりとする。

請求の種類	金額
第一項の規定による登録事項 証明書の交付の請求	一通につき千十円
第二項の規定による図面の写 しの交付の請求	一試掘権に関する図面に つき七百三十円
前三項の規定による試掘権登 録簿の附属書類の閲覧の請求	一事件に関する書類につき 七百三十円

7・8 (略)

(経済産業省令への委任)

第五十六条 前条に定めるもののほか、試掘権登録簿及び試掘権登録簿の附属書類の公開に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第五章 雑則

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第五十七条 試掘権登録簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

(個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第五十八条 試掘権登録簿の附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）につ

いては、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

ては、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

改 正 案	現 行
<p>（免許等の範囲）</p> <p>第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(四)、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第八十七号の二、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第一百号(四)、第一百一号(九を除く。)、第一百二号(四を除く。)、第一百三号、<u>第一百四号(一)から(十)まで</u>、<u>第一百八号、第一百九号から第一百十二号まで</u>、<u>第一百十七号の二、第二十号、第二十一号、第二十三号から第二十六号まで</u>、<u>第二十八号から第三十五号まで</u>又は<u>第三百三十七号から第四百十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明</u>（同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、<u>特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第六号（職権による登録）の規定により特許庁長官が職権とする仮専用実施権の設定の登録に限る。</u>）とする。</p>	<p>（免許等の範囲）</p> <p>第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(四)、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第八十七号の二、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第一百号(四)、第一百一号(九を除く。)、第一百二号(四を除く。)、第一百三号、<u>第一百四号(一)から(十)まで</u>、<u>第一百八号から第一百十二号まで</u>、<u>第一百十七号の二、第二十号、第二十一号、第二十三号から第二十六号まで</u>、<u>第二十八号から第三十五号まで</u>又は<u>第三百三十七号から第四百十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明</u>（同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、<u>特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第六号（職権による登録）の規定により特許庁長官が職権とする仮専用実施権の設定の登録に限る。</u>）とする。</p>

改正案	現行
<p>第十一条の五及び第十一条の六 削除</p>	<p>（海底下廃棄をすることのできるガスの基準） 第十一条の五 法第十八条の七第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。 二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九パーセント以上（当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八パーセント以上）であること。 三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。 <p>2 前項第二号の基準に適合するかどうかの判定のために行う二酸化炭素の濃度の測定の方法は、環境省令で定める。</p> <p>（指定海域として指定する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域）</p> <p>第十一条の六 法第十八条の十五第一項の政令で定める海域は、法第十八条の八第二項第二号の特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画に従って特定二酸化炭素ガス（法第十八条の七第二号に規定する特定二酸化炭素ガスをいう。）の海底下廃棄がされた海域とする。</p>



改正案	現行
<p>（沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為）</p> <p>第六条 法第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）<u>第二条第二項に規定する貯留事業（法第三十五条の四第三項第一号に掲げる行為に伴うものを除く。）</u>のための海底の掘削を行うこと。</p> <p>二 二酸化炭素の貯留事業に関する法律<u>第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。</u></p> <p>三（略）</p>	<p>（沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為）</p> <p>第六条 法第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）<u>第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。</u></p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（<u>鉾山・火薬類</u>監理官の職務）</p> <p>第十九条の五 <u>鉾山・火薬類</u>監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>二酸化炭素</u>の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）<u>第六十六条第三項</u>に規定する貯留事業場等における保安の確保及び同法<u>第二条第十項</u>に規定する導管輸送工作物に係る保安の確保に関すること。</p>	<p>（<u>鉾山・火薬類</u>監理官の職務）</p> <p>第十九条の五 <u>鉾山・火薬類</u>監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>二酸化炭素</u>の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）<u>第五十九条第一項第三号</u>に規定する試掘場における保安に関すること。</p>

○資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（附則第二項関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（船舶登記令等に係る特例） 第七十三条（略） 2514（略） 15 特定目的信託に係る貯留権等の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）第五十二条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。</p>	<p>（船舶登記令等に係る特例） 第七十三条（略） 2514（略） 15 特定目的信託に係る二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二十条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）第三十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。</p>